

論 説

ルカーチ政治思想における社会主義・
国家・議会主義（一）

早 川 弘 道

- 序 ハンガリー「社会主義」史の国家像——1919年・1949年・1989年
 一 「議会主義」論争の渦中にて——1919年・1920年
 二 『歴史と階級意識』論争の伏流にて——1920年代
 三 1941年モスクワ、「ルビャンカ」にて——ソビエト権力と対峙するル
 カーチ （以上本号）

序 ハンガリー「社会主義」史の国家像——1919年・1949
年・1989年

1949年にハンガリー国会において採択、公布された第20号法律「ハンガリー人民共和国憲法」は、先行したユーゴスラヴィア憲法等と共に、1936年ソ連憲法をモデルとした戦後期人民民主主義憲法群を構成し、なお〈ヨーロッパで最初のプロレタリア独裁を明示的に謳った憲法〉としてあ
 (1)
 った。そのことは、1919年のハンガリー自身の「社会主義革命の経験」（ハンガリー・タナーチ=ソビエト共和国）と「ソビエト連邦の援助」に基礎づけられた「人民民主主義の道」を通じての社会主義建設を規定した前文に加えて、結社の権利を規定した同憲法56条において、「政治的・社会的活動の指導勢力」が「その前衛部隊によって導かれ、かつ全人民の民主的

団結により支えられた労働者階級である」という1936年ソ連憲法126条型の政治モデルに集約的に示されるものであった。政治レジームの中心環として継承された「ハンガリー国会」制度は、ソビエト制とは異なる人民民主主義の形態に基づく社会主義への道という新たな戦略構想の象徴的位置を有するものであったが、先の56条による〈事実上の単一党制〉レジームが〈単一政党制〉へと急速に転移する過程を通じて、政治的複数主義を前提とした〈議会政〉Parliamentarismの諸要素を喪失することを強いられたのであった。⁽²⁾

しかしながら、1956年に世界の耳目を集めたいわゆる〈ハンガリー事件〉は、下からの自主管理型評議会運動とナジ政権による上からの複数政党制の復活に基づく〈議会政〉の再建という二重構造の生成によって特徴づけられていた。かかる二様の政治圏が何らかの親和性を獲得し新たな社会主義的公共圏を構成し得るのか否か、その根本課題の解決はソビエト軍の二次にわたる介入によって閉ざされてしまったのである。⁽³⁾ソビエト型政治体制からの訣別が、単一党制を基礎としたユーゴ型自主管理社会主義に固有の政体への移行を選択する道ではなく、政治的複数主義に立脚した〈議会政〉と自主管理〈評議会運動・制度〉の組合わせによる新しい民主的権力構想に向かおうとする時、19世紀中葉以降の社会主義運動が様々のかたちで遭遇し解決を試みようとしたものの遂に果たし得なかったひとつの根本問題——民主的人民権力の形式性と実質性をめぐる諸問題——に直面することは必至のことであった。1956年10月の時点で、かかる根本問題は、人民権力の民主的構成の前提をなす国家権力の自律性の回復、即ちソビエト連邦への従属的布置から離脱した国家主権の自律性を実現することを目的とした政治的合力の内部にひとまず潜在化したのであった。56年〈ハンガリー事件〉の実質的最終行程に位置する11月のカーダール臨時労農革命政府と大ブダペシュト労働者評議会との間の闘争と交渉は、右の問題の極度に歪曲されたラスト・シーンとしてあったと言わなければならない。⁽⁴⁾

かくて、19世紀フランスにおける階級闘争と議会政の連関問題、19世紀⁽⁵⁾

末葉から20世紀前半にかけてのドイツ社会民主党における国家と革命の連関問題、これらに決着をつけたと後に論じられることになる1918年1月の⁽⁶⁾ロシアにおける憲法制定議会の解散とソビエト権力の構築、そして戦後人民民主主義革命の初期過程に内在した〈議会政〉を基礎とした社会主義構想等は、社会主義運動の100年が理論的解決を得ることのできなかった難問は、1956年にあつてあらためて封引されることになったのである。

20世紀社会主義におけるかかる根本問題は、1956年以降、1968年の「プラハの春」そして1980年の「ポーランド連帯運動」という12年サイクルの問題の提示と再三の封引を経て、1980年代後半におけるハンガリーやポーランドにおける諸試行を重ねて、ソ連自身のペレストロイカを通じて、政治的複数主義の「導入」に基づく「社会主義的法治国家」レジームの構成、即ち民主主義的社会主義戦略の要諦として明示的に浮上することになるわけであるが、これらが1989年東欧革命、そして1991年のソ連邦解散、そしてこれに連続する「体制転換」によって、現実問題としては未踏・未決のまま最終封引がなされるに至った。

1989年10月憲法改正によって複数政党制と憲法裁判制度が、1949年=72年憲法体制に導入されたことをもって、ハンガリー社会主義政体の「立憲主義化」がはかられた。その前提として社会主義労働者党2月中央委員総会において、56年事件が「人民蜂起」と確認され、「反革命」規定が撤回されるに及び、未完の「1956年革命」と1月憲法改正が統合されるアリーナが創出されたのである。この線上に3月国会は、自身を民主主義的社会主義像に据えられた権力分立型社会主義レジームの中核とすべく、新たな憲法構想について審議を開始した。しかし場を同じくして結成された野党円卓会議からの加圧と社会主義労働者党内の路線闘争の激化という新たな政治力学の作動下に、全国円卓会議が5月以降国会議事堂内でその活動を継続することになった。その結果、憲法改正作業は実質的に国会の手から円卓会議へと移され、円卓会議で基本的に合意された改正草案が国会に提示され採択されるという事態に至ったのである、国会は、1949年=71

年憲法の改正条項に従って、憲法の「一部改正」に関する1989年第31号法律として議決・承認したのであった。⁽⁸⁾

右に簡潔に概観した戦後ハンガリーの人民民主主義=社会主義憲法史を、ソビエト型政治体制モデルにおける〈議会政〉の「同化」と「異化」の行程として捉え、この国の戦後政治史とこれに深くかかわる政治思想・社会哲学の巨人として生きたジェルジ・ルカーチ Lukács György の国家観の一端を明らかにすることが、本稿の目的である。

- (1) See Antalffy György (Chief editor), *New Traits of the Development of State and Legal Life in Hungary*. Hungary Lawyers' Association, 1981, p. 10.
- (2) 「武装した労働者と兵士」を軍事革命委員会による「権力の奪取」と議会制を排除したソビエト権力の樹立というコース・形態とは異なり、旧国家制度といわれ議会における多数派形成に立脚し、国民的合意を基礎に平和裡に社会主義へと移行するコース・形態であり、社会主義へのソビエト型移行形態に対し、「人民民主主義」型移行形態として、後に識別された。1960年の81ヶ国共産党労働者党共同声明(モスクワ声明)でのテーゼとして集約をみている。しかし現実過程にあっては、1936年ソビエト連邦憲法を範型とした「人民民主主義」の憲法体制は、統一戦線運動や旧国家制度(国会・大統領制等)の存続といった新しい要素を包括するところの事実上の一党制を中核とし、ソビエト型政治体制と呼ばれるべきものであった。さしあたり早川弘道『ソビエト政治と民族』(成文堂・1994年)第1章ソビエト型社会主義の政治構造を参照されたい。
- (3) 早川弘道『東欧革命の肖像』(法律文化社・1993年)83頁以下を見よ。
- (4) See Bill Lomax, *Hungarian Workers' Council in 1956*. Columbia University Press, 1990.
- (5) F. エンゲルス『フランスにおける階級闘争』序文(国民文庫版15頁以下)。
- (6) 藤田勇『社会主義・自由・平等』(青木書店・1999年)第4章を参照のこと。
- (7) 早川前掲『ソビエト政治と民族』第2章ロシア革命と議会制を見よ。
- (8) 早川弘道「ハンガリーにおける体制転換と憲法問題」(早稲田大学『比較法学』第37巻2号)を見よ。

一 「議会主義」論争の渦中にて——1919年と1920年

「G. L. の論説は、きわめてラディカルで、きわめてまずい。マルクス主義はここでは純粋にうわべだけのとらえかたしかされていない。攻撃

戦術と防衛戦術との区別など、頭のなかのでっちあげである。厳密に規定された歴史的諸状況の現実的な分析が欠けている。もっとも肝心な点（ブルジョアジーが大衆に影響をおよぼす場となっているあらゆる活動分野や機関を獲得する必要があるということ、その獲得の仕方を学びとる必要があるということ、等々）が考慮されていない。⁽¹⁾」

右の一節は1920年6月12日の日付をもつレーニンによるルカーチら「反議会主義者」批判である。ルカーチに言わせれば、「同志レーニンはたった一度だけ、わたしの諸見識のひとつを攻撃したにすぎません。これは、1920年の春、ハンガリー共産党内の論争で、同志ベーラ・クンとわたくしが、ウィーンの雑誌『共産主義』^{コムニスムス}において、議会主義の問題について正しくない見解を代表していたときのことでした。わたしの『イデオロギー』⁽²⁾について、同志レーニンが意見を述べたことは、一度もありません。」（1925年）という釈明で足りることであり、ルカーチの批判者によればその釈明は、「形式的には、同志ルカーチの言うとおりでである。なにしろ、レーニンの著作には、ただ一ヵ所しか出てこないのだから。けれども、もちろん同志ルカーチも、コミンテルン第3回世界大会を知っているすべてのものも、レーニンがルカーチの立場を戦術的にもイデオロギー的にもきっぱり拒否したことを、ちゃんと知っているのである。」⁽³⁾（『赤旗』^{ローツァーネ}編集部）という揶揄で切捨てられるべきものであった。

1920年におけるレーニンのルカーチ批判と1925年の『赤旗』紙上でのやりとりを繋ぐ線上には、1923年に刊行されたルカーチの問題作『歴史と階級意識』とこれをめぐる激しい「論争」が介在しており、ルカーチは、サンディカリズムを基礎とした「主意主義」＝「メシア主義」的セクト主義として断罪され、「自然弁証法」を否定する観念論的「修正主義者」の烙印を押されることになった。⁽⁴⁾ルカーチ自身、後年「ハンガリー革命の経験は、すべてサンディカリズム理論の脆さ（革命における党の役割）をきわめて明瞭に教えてくれたが、それでもなお極在的主観主義はその後長くわたしのなかに生きつづけていた」として、その端的な例として「1920年の

議会議論争への態度」を挙げている。⁽⁵⁾

さてルカーチの問題の論稿「議会議の問題によせて Zur Frage des Parlamentarismus」を掲載した『コムニスムス』誌は、「オーストリア、ポーランド、その他の国々における共産主義運動の成長について、きわめて多くの興味ある材料、ならびに国際運動についてのニュース、ハンガリーやドイツについての論文、また一般的な課題、戦術、等々についての論文をもたらしてくれる」ウィーンで発行されている「すぐれた雑誌」(コミンテルン東南ヨーロッパ支部機関誌)として、ロシア革命の中心的指導者であるレーニンによって高く評価されていた。⁽⁶⁾ 当時ルカーチは、ハンガリー=ソビエト共和国の崩壊後(1919年8月)、オーストリアに脱出することに成功したものの、不法入国等の名目で当地の官憲の追及下に「非合法」活動を行っていた。またこの時期に、やがて『歴史と階級意識』に編みこまれる諸論稿を、ハンガリー革命の経験をベースとして執筆していた。

当時の大状況は、ほぼヨーロッパ全域を戦場とした第1次世界大戦が終結し、そのさなかに生まれたソビエト・ロシアにおける内戦がソビエト側の勝利のうちに終息する方向にある一方、1918年から19年にかけて連鎖的に試みられたソビエト革命運動が、ドイツ=バイエルン、フィンランド=ヘルシンキ、スロヴァキア、そしてハンガリーとそれぞれ内外の軍事反攻によって崩壊を余儀なくされていた。ロシアのプロレタリア革命が希求した「進んだ文明」欧州自身の社会主義への道が、さしあたっては閉ざされた時期にあって、ドイツ帝国議会の1914年「8月4日」(ヨーロッパ最大の労働者党としてあったドイツ社会民主党を含む全党派が「戦時公債」を承認することにより戦争への道が整えられた)に集約されたところの革命政党と議会制民主主義の関係の問題が、「帝国主義段階」にあるブルジョア民主主義制度とプロレタリア革命の問題としてあらためて深刻に論じられねばならなかった。そしてこの問題は、十月革命直後における全ロシア憲法制定会議の選挙・招集・解散を受けて、議会政を伴わないソビエト国家制度が、ロシアにおいて「発見」されたコミューン型国家として、プロレタリ

ア独裁の政治形態として樹立された経験によって、増幅された課題となっていた。ヨーロッパ革命の全般的退潮と第一次大戦後の資本主義の復興という鮮明な情勢のもとで、ロシア＝ソビエト革命の生々しい勝利の経験、帝国主義戦争とこれに続く反革命の体験は、革命政党が革命のための政党としての存在根拠を問い直し、その運動の領域（テラン）としての「議会」をいかに評価しこれに基づく「戦術」を構築するかという問題を提起していたのである。『コムニスムス』における「共産主義的戦術」をめぐる誌上試論もまたその一環としてあった。ロシアに次いで「ソビエト国家」（タナーチ共和国 Tanács Köztársaság）を樹立、その「教育人民委員」、そして「タナーチ軍」の「政治委員」として常に最前線にあり、また運動に即して多数の論文を執筆・発表してきたルカーチが、ウィーンにおける非合法活動の条件下にこの論争に加わったのは、しごく当然のことであったと思われる。

さらにルカーチの場合、「戦術」論とは運動論や移行〔形態〕論にとどめられることなく、「合法・非合法」問題の現実性と哲学性にも連関して、資本制社会における「自由」についての哲学的認識、即ち「近代的自由」の生成・展開、そして衰滅とその揚棄という哲学の基本的問題領域に深くかかわる事柄であったことを知る必要があるだろう。こうした運動と思想、換言するならば政治と哲学の全体的領野^{テラン}において、「戦術」論としての「議会主義」問題が定立されようとしたのであった。

全5節から成るルカーチのこの短い論考の初節は、右の性格を端的に表明するものであった。⁽⁷⁾ルカーチによれば、大戦直後の時代にあって、「議会主義の問題は原理上のものではなく単なる戦術上の問題にすぎない」という「一般に主張されていること」は、疑いなく正しいとされるものの、「この命題は種々の不明確さを払拭しきってはいない」と批判される。「議会主義に賛成の立場を表明」を意味するこの「現実政策」の正当性を承認することは、「ひとつの問題が原理的なものではなく戦術的な性格をもつものである」というレヴェルにおいて言えるに過ぎず、その「原理的性

格」を等閑に付するものであるならば、その「現実政策」は「無原則的な行動」への帰結を生じかねず、「硬直した図式的なもの」におちいり、「当面の要求」にも対応不可能とる。これを回避する「共産主義的戦術の柔軟性」は、「共産主義の確固たる原理および目標設定」と「たえず変化する歴史的現実」との間を結ぶ「連関」において、はじめて獲得し得る。これがルカーチの「問題構制」であり基本的モチーフであった。それ故に、「戦術」論として多く語られる「議会主義」問題にあっては、社会主義に向けての「真の認識論」が欠如しており、その結果「戦時での問題と原理との関係がまったく解明されていない」と批判されなければならなかった。「共産党にとって戦術上の問題」とは、「理論」と「原理」に「しっかりと錨をおろしていること」を基底におくべきなのであり、そのことによって「すべてのブルジョア的な、あるいは社会民主主義的・小ブルジョア的な『現実政策的』戦術と区別される」のであった。⁽⁸⁾

こうした現実的運動と政策をめぐる哲学的認識を踏まえた上で、「議会主義」論争における議論の柱建てが試みられている。⁽⁹⁾ その前提としては、「階級闘争の原理」および「対立するふたつの階級の物質的およびイデオロギー的な関係」の「現状を具体的に分析すること」、この二重の視角が設定されている。その上で第一に、「プロレタリアートの階級闘争」の一環としての「議会内の闘争」は、プロレタリアートが「自分自身の固有の攻撃手段」を用いてブルジョアジーと階級闘争を戦うことができないような段階にあって、「真の闘争」「本来の闘争」を準備するために用いられるとされる。そこでの「本来の闘争」が「攻撃的な性格」であるのに比して、「議会主義的活動」は、「防禦的な性格」であるという位置づけは、「階級闘争が純粋なかたちで展開されるなどということは、きわめてまれにしかありえない」というこの時代のレーニンや若きグラムシと通底する認識を媒介とするものであり、さらに先述した「共産主義的戦術」から導出されたものである。そしてこの時代は既に、プロレタリアートの「本来の闘争」のための現実的「攻撃手段」として、「ソビエト＝評議会」運動

を「十月革命」を通じて「発見」していたのだった。

ここにおける「もともとブルジョアジーの固有の道具である議会」という現定的認識は、レーニンの「青いノート」＝『国家と革命』（1917～18年）と重なるものであり、その後〈マルクス＝レーニン主義〉＝ソビエト・マルクス主義およびコミンテルン型国家認識へと連なるものであることは明瞭であり、市民社会の政治的表現形態としての議会制というグラムシの1920、30年代認識とは明らかに距離が存在していると言わなければならない。しかし同時に、プロレタリアートの「歴史哲学的使命」と階級闘争の現実的形態という二重の視点からなる議会主義認識は、「本著の闘争」の準備段階が長期性を帯びる可能性を承認することから、「国家にたいする無関心主義」や権力獲得（奪取）への主意主義的行動を明確に排除することを看取し得るであろう。

続いて戦争に対して明確に反対の路線を貫いたロシア社会民主労働党（ポリシェヴィキ＝後のロシア共産党）とは異って、これに従属したドイツ社会民主党の教訓（「8月4日問題」）から、ルカーチは、議会内「党フラクション」の在り方を論じている。「共産主義者の議会内代表の任務」とは、議会が「階級抑圧の機関ではなく『国民全体』のための機関であるかのようにみえる」「ブルジョア議会制民主主義なるフィクション」を認識することによって、「少なくとも議会主義的な枠をうちやぶろうとする傾向すらもたないような議会内活動」、即ち、「日和見主義——議会主義的戦術の最大の危険——の窮極的な基盤」を解体することが求められる。「議会をこえてなされなければならない」「議会活動」とは、決してアポリアや哲学的思弁ではなく、1914年に至る「革命政党」の軌跡を総括した地点での問題設定であったことを忘却してはならないであろう。「フィクションにたいしていただく幻想」への強い批判は、ロシア革命に際して再三しレーニンによって指摘・批判された「立憲的幻想」論とも通底するものであった。繰り返すが、そのことは「議会主義」の単純な否定論ではあり得ず、能動的議会主義に基づく議会活動の理論的基盤を成すものであったの

である。

ルカーチ論文は、この後、選挙運動における「議会主義政党」と「共産主義政党」の基本的種差、「議員団」と「党」、さらに「労働者評議会」との関係に論及される、これに一貫するモチーフが、「共産主義的戦術」に存することは言を待たない、論稿は、「労働者評議会」が可能な時空間にあっては、「議会主義」は「無用の長物」であるばかりか、「危険ですらある」として結ばれる。「8月4日」の根源的批判者であり、「3月21日」の指導的実践者としてあったルカーチとして、さらにまた「共産主義的戦術」論者としてのルカーチにあって、さなきだに必然的な「論理的帰結」であったことは、想像に難くないところである。帝国主義戦争後の時代は、ソビエト・ロシアの「勝利」とヨーロッパ地域でのソビエト運動の暴力的・軍事的解体による「退潮」という際立った政治的構図をとっていた。ヨーロッパにおける革命運動の再構築は、右のルカーチの結論的命題をはるか後方に遠ざけ、「議会主義」問題への実践的再アプローチをこそ要求していたのであった。レーニンによるルカーチ「批判」は、ルカーチの「哲学的」政策論が有した独自の「飛躍」が、「現実政策」を理論的に再定置する本来の意図を越えて、逆に実践的性格を稀薄化しかねないところにあった。「G・Lの論説はきわめてラディカルで、きわめてまずい」というその評言は、従来一般に解されてきたようなたんなる否定的評価ではなく、むしろその正当性を認めるが故の厳しい批判的コメントとしてあったと言うべきであろう。そこにはレーニンそのものの「マルクス主義国家論」が存在していたのであるから。

しかしまた、「国家=道具」説を要諦とする「レーニン国家論」と共鳴するルカーチの国家=議会認識は、レーニン死後のコミンテルン運動のもとで生成した「レーニン主義国家論」として「マルクス=レーニン主義国家論」へと従属する性格を有するものであり、その理論構制の内包する矛盾につきあたりながら思索を繰返し進むルカーチの姿を、われわれは再三見出すことになるであろう。⁽¹⁰⁾

- (1) 『レーニン全集』（大月書店版）第31巻156-8頁以下を参照。なお本稿での引照は、池田浩士訳（『論争／歴史と階級意識』河出書房新社・1977年、380頁以下）による。レーニンのこの論稿は『共産主義インターナショナル』1920年第11号に掲載され、G・Lことルカーチのみならず、ハンガリー・ソビエト革命の中心的指導者であり、その後ルカーチがジノヴィエフ（ロシア共産党・コミンテルン指導者）派の官僚的教条主義者と評し対立するB・Kことペーラ・クーンが執筆した「議会ボイコット実行の問題によせて」と併せて「この雑誌がかかっている〈共産主義における左翼小児病〉のまぎれもない徴候」を批判したものである。レーニンは、同年6月に『共産主義における『左翼』小児病』を刊行し、ロシア=ボリシェヴィズム、ドイツ・イギリス・イタリア等の運動について、ロシア革命の「国際的意義」に関しては、歴史的には狭義のものに限定され、先進国での革命勝利後には、再び「遅れた国」になるという見通しを示した上で、「現在の歴史的瞬間」においてはすべての国の革命においても「きわめて本質的ななにか」を示していると述べている。（同書・国民文庫版5～6頁）。同書第7節「ブルジョア議会に参加すべきか？」（前掲書58頁以下）は、その基本的モチーフにおいて、レーニンの「批判」するG・L、即ちルカーチの思考と重なるものとなっていることに注目したいと思う。
- (2) 池田浩士編訳『論争 歴史と階級意識』（河出書房新社・1977年）383-4頁。
- (3) 同書384頁。
- (4) その間の事情について、池田前掲書および白水社版『歴史と階級意識』（城塚登・古田光訳）解題、特に556-7頁を見よ。
- (5) ルカーチ『70歳記念論集』での述懐。前掲書556頁より引照。
- (6) 『レーニン全集』第31巻156頁、『ルカーチ初期著作集』（三一書房・1976年）第3巻351頁。引照は後者による。
- (7) 以下ルカーチ論稿第1節の引照について、『ルカーチ初期著作集』第3巻88-9頁。
- (8) かかるルカーチ思想のなかに、後年におけるスターリン「戦術」論、「現実政策」論批判の根拠が既に存在し、さらにこれらの上にスターリンの独自の、ルカーチからすれば誤って「共産主義原理」論が機械的に接合され、それらの重疊として「スターリン主義」が立ち現れることを指摘しておきたいと思う。なおルカーチのスターリン批判について、前掲早川『東欧革命の肖像』13-9頁を見よ。
- (9) 以下『ルカーチの初期著作集』第3巻90-100頁より引照。
- (10) 後年ルカーチは、「ブルジョア議会へ参加を攻撃したわたしの論文は、こうした傾向〔メシア的セクト主義・純粹階級意識論——早川〕の典型的な事例である。この論文がたどった運命——レーニンの批判——は、セクト主義の克服にむかって最初の一步をわたしが踏み出すことを可能にしてくれた。」「わたしは即座にこの批判が当を得ていることを悟ったが、その批判は、自分の歴史的展望をいっそう綿密に、いっそう多くの媒介項をとりいれつつ、日々の戦術と結合することを、わたし

に強いた」と記している。これについては、ルフターハント版ルカーチ全集第 2 巻序文 (1967 年)、但し池田浩士編訳『ルカーチ初期著作集』第 3 巻解題 352-3 頁より引照。

なおこの「議会主義」論争自体については、レーニンの先の論集刊行を経てコミンテルン第 2 回大会 (1920 年 8 月) の「共産党と議会に関するテーゼ」でひとまずピリオドが打たれることになるが、本稿第一節で示唆したように今日に至るまで問題は継続し、様々のかたちでの継起的論争がなされてきた。その頂点を構成するのが、おそらく 1970 年代を中心とするユーロ・コミュニズムおよび 1989 年東欧革命にかかわる諸論点となろう。

二 『歴史と階級意識』論争の伏流にて——1920 年代

20 世紀の最初の四半世紀、歴史的には第 1 次世界大戦と呼ばれる帝国主義間戦争を分水嶺として、ヨーロッパの社会=政治秩序はその根源からの動揺を体験することになった。ロシアの十月革命は、ソビエトを基層とする反資本主義国家を生成し、「法の革命」を「革命の法」によって遂行することを試みていた⁽¹⁾。1924 年までに諸ソビエト共和国の社会主義的同盟国家としてのソビエト連邦が樹立され、ソビエト法秩序に立脚したプロレタリア独裁の国家によって、旧ロシア帝国にほぼ重なる空間において地域的に限定された社会主義の建設（「一国社会主義建設」の道）が開始されていた。もうひとつの「ソビエト国家」ハンガリー・タナーチ共和国は、133 日間の現存をルーマニア軍の直接介入等によって消滅を強いられた。革命の敗北と死刑判決を背負い、亡命ウィーンの地においてルカーチは、直接には自身のハンガリー革命の総括として、理論的・哲学的企図として「マルクス主義弁証法の研究」としての一書を編んだ。このドイツ語による書物は、1923 年 3 月ベルリンにおいて刊行され、数年間激しい論争の火群に投げこまれ、著者の「自己批判」と共に絶版とされた⁽²⁾。同書は、A 群ハンガリー革命期の 19 年前半に執筆された論稿（第一章正統的マルクス主義とはなにか、第五章史的唯物論の機能変化）、B 群ウィーン亡命後の 20 年 1 月から翌年 1 月に執筆されたもの（執筆順に第七章ローザ・ルクセンブルクの

『ロシア革命論』批判についての批判的考察・第三章階級意識、第六章合法と非合法、第二章マルクス主義者としてのローザ・ルクセンブルク)、そしてC群22年に書きおろされた労作(第四章物象化とプロレタリアートの意識、第八章組織問題の方法論)の三群によって編成されていた。

「1922年。革命的焦燥感にみちた興奮した気分。帝国主義者に対する赤色戦争の弾丸が自分のまわりをひゅうひゅうとびかう音がわたしの耳にはまだ聞こえ、ハンガリーにおける非合法活動の興奮がまだわたしのなかでふるえている。⁽³⁾」その書は、「内面的危機をはらんだ過渡期⁽⁴⁾」に生まれたものだった。

ハンガリー党内にあって、主流ベーラ・クーンらの急進主義的セクト主義に対する疑念と批判、他方で「左翼主義」的ドイツ三月行動への理論的支持者であるという「相対立する二元論」の同時存在は、「議会主義の問題によせて」のなかにも種々のかたちで見出すことができた。⁽⁵⁾そしてほぼ同時期に同稿をより緻密なかたちで、〔法〕哲学的展開を企てたものが、先のB群に含まれる第六章(合法と非合法)であり、ローザの「ロシア革命」諸批判に仮託して〔政治〕哲学的に論じたのが、第七章であったと言えよう。前者は、国家を「階級支配の道具」とする認識を基礎にして、ブルジョアの「法秩序」の本質とこの内部における窮極的にはその「破壊」を目指す闘争、プロレタリア革命による「法秩序」の転換とその後のプロレタリア的「法秩序」の漸進的形成について、詳細に論じられている。⁽⁶⁾

後者においては、カウツキーと異なりロシア十月革命を擁護する立場から、革命後の憲法制定会議の解散を権利の階級的制限、自由の欠如を、社会主義における民主主義の在り方の基本に関わる事柄として問題視するローザ・ルクセンブルクの所論を、ポリツェヴィキの「革命政策」を支持するべく反批判を加えている。ルカーチは、イギリスやフランス等ブルジョア革命の「内部」における議会制の変移についてローザと見解を共有する一方において、プロレタリア革命への「飛躍」期に関わる彼女の認識が、「プロレタリア国家の社会的な機能が、したがってまたプロレタリア社会

の体制全体のなかでの国家の立場が、ブルジョア社会のなかでのブルジョア国家の立場と同じであるということにはならない」ことを理論的根拠として、誤りを含むものと主張される⁽⁷⁾。

彼女は、「自然発生的な大衆行動」こそが「党」を生成させ、社会を形成するという見地に立脚してソビエト国家における権利の制限と自由の欠如を批判するが、そこで『社会主義は「社会全体の意識的変革」のための「長い苦しみの多い過程」であるという、「封建社会からブルジョア社会への転化」とは「質的な相違」を認めない「まったく非弁証法的な、非歴史的な考え方」が介在していることを示唆している、その結語は以下の如く導かれる⁽⁹⁾。

「ブルジョア国家においては国家がイデオロギー的な粉飾をこらすのに対して、プロレタリア革命においてはすでに国家についての意識が、つまりブルジョアジーが必然的に事後認識におちいらざるをえないのに対して、プロレタリアートの意識が予見的であり変革的であることが、この対立をきわだたせているのである。ローザ・ルクセンブルクは、立法議会〔全ロシア憲法制定会議——早川〕をソヴィエトによって置きかえることに対する彼女の批判のなかで、このことを誤解している。彼女はプロレタリア革命をブルジョア革命の構造的諸形態のもとに思い浮かべているのである⁽¹⁰⁾。かかるルカーチのローザ批判の眼目は、革命におけるプロレタリアートの「意識性」(階級意識)と「共産主義的原理」を核とする革命的党派の「役割」こそが、「革命の真の原動力」であるということに集約されている⁽¹¹⁾。「革命における党の役割の過小評価」、そして「経済発展の必然性につき動かされる本能的なものに対する意識的・政治的な行為の過小評価」、これこそが、もっとも決定的な点で、彼女に誤った立場をとらせた⁽¹²⁾理由であった。まさにルカーチの結語は、ローザがレーニンとの論争的論稿の結びにおいた次の一節対蹠的であったと言わなければならない。

「なお、最後に、われわれは自分にはっきりとこう言いませう。ある現実の革命的な労働者運動が誤った道を進むとしても、それは歴史的に

は最善の《中央委員会》の完全無欠さよりも、はるかにみのり豊かなものであり、価値あるものなのである、⁽¹³⁾と。」

弾圧の犠牲となり既にその生を失ったローザと、死刑判決を受け官憲に追われるルカーチの間に「存在した論争」は、もとより両者自身により展開されようがなかった。その「論争」はまさに「歴史」に委ねられることにならざるを得ず、1989年と1991年が「歴史」による実践的「決着」をつけたかのようである。しかしその理論的解決の道は、ようやく緒に着いたと言うべきであろうか。

1971年まで生を享け、ハンガリーにおける人民民主主義革命と社会主義建設に当事者として身をおき、「1956年革命」において「社会主義」の大義＝「共産主義的原理」の故に「人民民主主義＝社会主義国家」と対峙したルカーチにとって、ローザとの右の「論争」に対する自身の反省的総括の第一歩は、ソビエト＝タナーチ革命敗北後のハンガリーにおける「民主主義革命」戦略の構築であった。⁽¹⁴⁾「ブルム・テーゼ」がそれである。

ブルムを筆名としたルカーチは、ホルチ＝ベトレン権威主義体制に対抗する革命戦略を探求するなかで、「ブルジョア社会の粹」のなかで「ブルジョア民主主義の完全な実現」をはかるための運動こそが、社会主義への移行にとって不可避的であることを提示した。これにより「西欧的発展の道」に入った「ハンガリーの反革命」と対峙し、「全体的な民主主義」を実現する労働者・農民による「共和国のための闘争」は、日常的労働運動と「民主主義的な自由と権利のための闘争」の連関において進められるべきだとされる。これにより実現されるであろう「民主主義的独裁」が、革命の「弁証法的過渡形態」と規定された。この構想は、明らかに20世紀初頭、ロシア帝政末期におけるレーニンの「二つの戦術」、即ち労働者・農民の主導する民主主義革命を通じてプロレタリア社会主義革命に連続的・段階的に移行するヘゲモニー戦略に基づくものであったが、「戦間期」ハンガリー社会分析と「民主主義形態のファシズム化」という理論分析に立脚した、いわば時代の固有の特質から導かれたものであった。また

「ブルム・テーゼ」は、コミンテルン新綱領 (1928年) に依拠する形式を採りつつ、ハンガリーの「党」にあって支配的であった「セクト主義」「教条主義」を運動と理論の両面で克服することを企図していた。おそらくそのことは、1920年と23年のルカーチ理論が内包したところの「革命的弁証法」による原理と政策の思弁的結合の弊を克服する試みでもあったであろう。

但し、コミンテルンはこうしたブルム＝ルカーチの新たな民主主義的ヘゲモニー戦略に対して、「ハンガリー・ファシズムを民主化することが可能であるという幻想」に基づく「基本路線の日和見主義的歪曲」であり、「解党主義的理論」であるとして、「左」からの断罪をもって応えたのであった。「社会民主主義主要打撃論を基軸とするセクト主義・教条主義が、ソビエト連邦における「社会主義の勝利」とその防衛という新たな「階級闘争」論を担って運動を支配した。1930年代に相貌を現す「スターリン主義」との緊張関係が、ルカーチの「後退戦」を規定することになる⁽¹⁵⁾。十年程前のローザ・ルクセンブルクの「遺言」がルカーチの脳裡に刻み込まれていたではあろうが、30年代にモスクワに滞在する亡命コミュニストとして哲学と評論活動に従事するルカーチが、これをいかに想起したか、そのことは定かではない。

- (1) 藤田勇「ロシア革命における国家と法」(江口朴郎編『ロシア革命の研究』中央公論社・1967年) 708頁以下を参照。
- (2) Georg Lukács, *Geschichte und Klassenbewußtsein-Studien über marxistische Dialektik*, 1923. 1968年にルフターハント社版『ルカーチ全集』第2巻に新版として復刊されている。以下の引照は、城塚登・古田光訳『歴史と階級意識』(白水社・1975年=83年版)による。ルフターハント版に付されたルカーチ自身による序文「その判定は安んじて歴史にゆだねよう」(1967年執筆)に、著者自身の事情説明と自己評価がなされている。同稿については、池田浩士編訳『論争 歴史と階級意識』(河出書房新社・1977年) 402頁以下に訳出されている。
- (3) 白水社版『ルカーチ著作集』第8巻395頁(『リアリズム論』)。
- (4) 前掲池田浩士訳『論争 歴史と階級意識』408頁解説より引照。
- (5) 同書405頁以下。ルカーチは、「まさにここにこそ、当時のわたしの政治におよ

び哲学上の見解のなかにあった即事的にも内面的にも対立する二元性が、くっきりと現われている。」と記している。

- (6) この時点で表出されたルカーチの法思想が、初期ソビエト法理論の諸相といかなる理論的布置関係をとるのか、今後解明されるべき課題である、後者について、藤田勇『ソビエト法理論史研究』（岩波書店・初版1968年）を参照せよ。
- (7) 前掲白水社版『歴史と階級意識』第七章459頁。
- (8) 同右 第八章、500頁。
- (9) 同右 463頁。
- (10) 同右 463-4頁。
- (11) 「大衆」・「階級」・「党」の連関について、同右530-6頁を参照。
- (12) 同右 450頁を見よ。
- (13) ローザ・ルクセンブルク「ロシア社会民主党の組織問題」『現代思潮社版選集』第1巻271頁。
- (14) 『ルカーチ初期著作集』第4巻133頁以下に収録されており、以下の引照もこれによる、また早川前掲書『東欧革命の肖像』7-12頁を参照されたい。
- (15) 1930年代のルカーチに関する最新の研究として、L・シクライの著作が刊行されている。〔ハンガリー語版〕Sziklai László, Proletarforradalom után, Lukács György marxista fejlődése, 1930-1945, Kossuth Könyvkiadó. 1986,〔英語版〕After the Proletaridn Revolution: Georg Lukács's Marxist Development, 1930-1945. Akadémiai Kiadó, 1992.

三 1941年モスクワ、「ルビャンカ」にて——ソビエト権力と対峙するルカーチ

第二次世界大戦下の1941年6月29日、ルカーチに対して逮捕令状（第815号）が出され、モスクワの「ルビャンカ」監獄に拘留され、予審取調べの身となった⁽¹⁾。かくて戦時スターリン体制下において、ルカーチは、自らの擁護するソビエト国家権力と対決しなければならなかった。それは彼にとって、ソビエト社会主義体制とこれを構成するスターリン主義についての「リアリズム」を、理論的のみならず身体的極限状況において学び取らせたに違いないはずである。さらにそれはまた、1919年タナーチ＝ソビエト革命および1956年ハンガリー十月革命という二度の極限的な政治的自己投企をひそかに架橋する「事件」でもあったはずである。本節におい

— [「ルカーチ事件」予審取調べ日程] —

- | | | |
|------|-------|---------------------------------|
| (1) | 7月1日 | 23時 |
| (2) | 7月3日 | 12時30分～16時 |
| (3) | 7月4日 | 13時 ～19時10分 |
| (4) | 7月6日 | 12時45分～17時 |
| (5) | 7月13日 | 零時30分～2時 |
| (6) | 7月13日 | 12時50分～17時 |
| (7) | 7月15日 | 23時15分～2時25分 |
| (8) | 7月23日 | 12時30分～18時 |
| (9) | 8月5日* | 11時15分～16時30分 |
| (10) | 8月5日* | 12時 ～21時35分 (但し17時～20時30分中断を含む) |
- *ドキュメントでは(9)、(10)がいずれも8月5日の日付となっている

て、ソビエト権力の治安装置に対峙して、自身の理論と運動を「総括」しつつ、審問官を「審問」し続けるルカーチの姿を見出すことにしたいと思う。

「ルカーチ事件」は、1941年6月27日、28日の逮捕承認と執行決定、同29日の令状執行から、8月26日の釈放通知に至る丁度2ヵ月間にわたるものであった。⁽²⁾ その間、8月1日の第一回から8月5日の最終尋問まで、計十回の取調べが行われている。それは、別表のように、三度にわたる深夜⁽³⁾の取調べを含むものであった。

〔尋問〕「あなたは、前回の取調べに際して、党とソビエト権力に対するあなたの犯罪について、取調官に白状することを頑強に肯んじなかった。本日、これらについて自白することをあなたに命じるがいかかか?」

〔返答〕「私は、党とソビエト政府に対する犯罪を一度たりとも行っておらず、本件についていかなりともそのことを認める証言はありえない。確かに、ハンガリー共産党の一員としての時期にあって、私は一連の誤りを犯しはしたが、それらが指摘された際に、私は誤りを正して⁽⁴⁾きた。」

7月4日取調調書の冒頭における右の問答が、2ヵ月間の取調べの基調となるものであった。ルカーチが署名した調書の束は「審問官」による被疑者への「審問」が、さながら「被審問者」による告発者への「審問」の様相を呈するものであったことを、充分にうかがわせている。

さて、この7月4日『調書』は、ルカーチ自身が冒頭で言及した「一連の誤り」についての陳述を含んでいる。ルカーチは、1920年代に犯した「極左的誤謬」に関連して、ウィーンの雑誌『コミニスムス』の一件等をあげ、労働者階級は資本主義との闘争において、「議会主義的闘争」を行う必要がなく、選挙活動も議会闘争にも参加すべきでないと当時主張したが、これに対するレーニンの「鋭い批判」を受けて「誤り」を認め、1922年から23年の時点で、「正しい党的観点」を獲得し、これを保持した⁽⁵⁾としている。

既に詳説したように、ルカーチによる〈議会主義批判〉とは、〈ブルジョア議会制民主主義のフィクション〉に絡め取られた〈議会主義的戦術〉に対する理論的批判であり、同時に〈議会を超えてなされるべき議会活動〉に関する実践的提言をこそ、その内容とするものであった。確かにそこにあつては、20年代末の「ブルム・テーゼ」に見出し得る〈ブルジョア議会制〉の現状分析を踏まえた具体的＝現実的〈戦術〉構想が欠如しており、そのことによって〈共産主義的戦術〉なるものを直接的に〈現実政策〉に対置するという〈メシア的左翼主義〉を確認できるであろう、これについてのレーニンによるルカーチ批判は、まぎれもなく正鵠を射抜いていたと評してよい。『歴史と階級意識』の生成過程にあつたルカーチ哲学において、民主主義概念の〈全体性〉とそれを〈活動的に構成する媒介の論理〉はいまだ生成途上にあり、「議会主義」論争にあつて〈連続性〉と〈非連続性〉の弁証法もまた、未表出の時点にあつたと言わざるを得ない⁽⁶⁾。その限りにおいて、ルカーチの言う〈右翼日和見主義〉としての〈現実政策〉に対する批判は、〈左翼日和見主義〉としての非〈現実政策〉という政治的位置を刻印されざるを得なかったのである。

7月4日『調書』におけるルカーチの「自己批判」とは、右の文脈においてはじめて正確に捉えることができよう。ルカーチが署名した『調書』は、彼が誤まてる「議会主義的闘争」を否定し、議会主義的フィクションに包摂された選挙闘争・議会闘争を批判した際の方法的・哲学的誤謬とこれに帰因する戦術的・実践的誤謬に関する「自己批判」として正確なものである。しかしながら他方において、『調書』の記述通りに、議会闘争自体の全否定を行ったとしての「自己批判」を告白したとみることは、不正確を越えると言わなければならない。『歴史と階級意識』を「自己批判」をもって絶版にしたうえで、『ブルム・テーゼ』に帰結するハンガリーにおける革命運動、そしてヨーロッパの文芸運動から亡命地ソビエト連邦に移り哲学・評論活動を継続した〈政治的意思〉を、この『調書』の中に読みとるならば、それは、ルカーチによるルビャンカでの果敢な、思慮を尽した〈後退戦〉の証しと見ることができるであろう。⁽⁷⁾

ルカーチの活動歴・逮捕歴・「誤謬歴」を中心とする取調べは、逐一ルカーチの明解な事実在即した反論が対置され、理論上の「必要な自己批判」が行われたにもかかわらず、7月12日には、「取調べ資料の検討の結果」、ルカーチが「外国諜報機関のエージェント」としてあったことが「明らか」になり、「長期間にわたりその「活動」を行ったと認めて、ロシア刑事訴訟法第128条および第129条に従い、ルカーチをロシア刑法第58条1項aに基づいて起訴する旨の決定が行われた。⁽⁸⁾翌7月13日以降に継続する取調べにおいては、「スパイ活動」、「裏切り行為」、「外国諜報機関との関係」について、執拗に「自白」を強要するものであった。取調官は、ルカーチが「外国諜報機関と関係をもっているとの証拠を有している。しかしあなたは責任を免れるべく、これを否定している。」「これ以上頑強な否認を続けるのであれば、我々はあなたを必ずや摘発することになろうことを警告する」として、「最後通告」を8月5日に行っている。ルカーチの返答は、こうであった。

「私はあらためて、外国諜報機関とはいかなる関係も有さないと申し上げ

げる。私はプロバカートルでもスパイでも絶対にないし、いかなる犯罪も犯してはいない。」⁽¹⁰⁾

8月5日の正午から夜にかけての取調べは、双方による「総括的」応酬としてあった。⁽¹¹⁾それは、ハンガリー共産党へのルカーチの入党以来の理論的「誤謬」と犯罪「活動」に関する取調官による「弾劾演説」は、これに対する「被疑者」ルカーチからの「断固たる否定」と理論的「反論」に対面しなければならなかった。取調官の当日の結言は、以下の通りであった。

「あなたは、裏切りのスパイ活動について肝心の問題を回避しようとして、常にたくみに立ちまわり続けている、我々は、あなたのこうした所業が無益なものであると警告する、あなたが、すべてのことを明らかにすることを何としても求めるものである。以上のことを勸案し、今回の尋問をこれにて終了する。」⁽¹²⁾

かくてルカーチの「ルビャンカ」における凄絶な「後退戦」は、戦時下モスクワの2ヵ月間にわたる攻防の幕を閉じることになった。ルカーチは、スターリン書記長統治下のソビエト権力との「法廷闘争」に臨む直前に「勝利」をおさめたのだ。⁽¹³⁾1941年8月20日ソビエト連邦内務人民委員部は、「ルカーチ関連訴訟事件の終結に関する決定」を行い、同23日内務人民委員ベリヤの裁可をもって、被疑者ルカーチは解放されるに至った。

「予審過程において、ルカーチの側からする犯罪活動を明らかにするいかなる追加証拠をも得ることができなかったこと、ルカーチ〔の犯罪〕を暴露したティマルの証言もまた概括的性格を有するに過ぎず、黒白を見極めるには不十分なものであり、かつ証拠も不十分であること。

以上をふまえて、ティマル関連判決が既に執行されているが故に、〔被疑者〕ルカーチと〔告発者〕ティマルの対審も不可能となった事情に鑑みて、以下の通り決定する。

ゲオルグ・オシーポヴィチ・ルカーチ（1885年ブダペシュト生、旧ハンガ

リー共産党中央委員会委員、作家)を、起訴するに足る証拠不十分の故に拘禁から解放し、本予審事件を終結する。⁽¹⁴⁾」

ハンガリー・タナーチ (ソビエト) 政権の閣僚であり、赤軍政治委員であったルカーチは、その故にハンガリー「権力」から不在のまま「死刑判決」を受けていた。ルカーチはその約20年後、十月革命とレーニンの「祖国」の地において、ソビエト連邦の「国家権力」の手により「裏切り者」の烙印と「スパイ」の罪を負うことを強要されるに至った。「ブルジョア国家」における「議会主義」問題は、「プロレタリア国家」における「民主主義」問題へと転轍されなければならなかった。その理論と実践は、恐怖と遺恨によってではなく、〈スターリン主義〉の「あるべき清算」に照準を合わせるものとならざるを得なかった。

第二次大戦後におけるハンガリーの「人民民主主義革命」、1956年の「ハンガリー事件=革命」、そして1968年の「プラハの春」に対する軍事的抑止に立ち会い、発言し、行動するルカーチの軌跡は、〈スターリン主義のスターリン主義的清算〉批判を経由して、やがてその死の直前にあって〈社会主義の民主化〉思想⁽¹⁵⁾に行き着くことになるであろう、ルカーチにとって、そのことは、〈社会主義的民主化〉でなければならなかった。目的としての〈社会主義の民主化〉と方法としての〈社会主義的民主化〉は、〈日常生活の民主主義〉という〈現実政策〉によって媒介されるはずであった。1971年初夏の死は、その理論的展望と実践的帰結を見届けることを許さなかった。

(1) 「ルビャンカ」監獄とは、1920年12月以降、当時反革命活動取締りにあたったチェーカー (全ロシア非常取締り委員会) の本拠がおかれたモスクワ市内のルビャンカ広場、ポリシヤヤ、ルビャンカ通り (1926年にジェルジンスキー広場通りに改称) の保安機関施設の通称である。「反革命活動家」、ロシア=ソ連共産党の幹部、外国人共産主義者の多くが、ルビャンカで取調べを受け、処罰・粛清の対象となった。取調官室・未決囚用の内獄・地下施設 (拷問・処刑施設として機能) を有し、スターリン時代の大量粛清の象徴語としてある。1956年ハンガリー事件の後にハンガリー政府の指導者となりナジ・イムレを処刑し、ルカーチを監視下においたカー

ダール・ヤーノシュもまたルビャンカを通り過ぎ、かろうじて生き延びた人であった。以上、ジャック・ロッシ著・染谷茂校閲・内村剛介監修『ラーゲリ註解事典』（恵雅堂出版・1996年）を参照。

- (2) ルカーチは、1941年6月29日にスパイ等の嫌疑により逮捕され、ルビャンカでの2ヶ月にわたる取調べの後、同年8月26日に釈放されている。20世紀を代表する哲学者のひとりであり、コミュニストとして生涯を通じて「実践家」でもあったルカーチについては、本人を含めた大量かつ詳細な文書・記録が存在するが、同時にいまだ歴史の闇部に埋もれたままのものも多い。1956年事件に関連する領域はその代表的なものであるが、これについては、現在ようやくその委細を含む第一次資料が公表されつつある。しかし右の戦時モスクワにおける「ルカーチ事件」は、関係者の若干の証言的記録を除き、殆ど闇に閉ざされたままであった。しかし、ソビエト連邦崩壊後の資料整理・公開の経緯のなかで、ロシアとハンガリーの研究者等の手によって本件取調記録が、B・セレダとA・ストゥイカリン(B. Серёда, А. Стюкалин)の共同編集によって、1999年にロシア語原文（『ルビャンカでの対話』）としてモスクワで公刊されるにおよび、「事件」の本体に関する「全貌」が明らかになった。本件資料集は、その後ロシア語増補版（2001年）、ハンガリー語版（2002年）が刊行され、これについてのハンガリーにおける研究論文も著されている。文献名は以下の通りである。本稿では、文献(1)による引照を原則とした。

(1) РАН Институт Славяноведения, Беседы на Лубянке: Следственное Дело Дёрдя Лукача. Материалы к биографии. Москва, 1999, 2001.

(2) Vallatás a Lubjankán: Lukács György vizsgálói ügyiratai-Életrajzi dokumentumok. Argumentum Kiadó-Lukács Archívum, 2002.

(3) Sziklai László, Sztálinizmus és fasizmus. Jöszöveg Műhely Kiadó, 2002, 13-43 old.

なお本書の書評として武藤洋二「『ルビャンカでの対話』の内と外—非書評的書評」(EX ORIENTE Vol. 4 大阪外語大学言語社会学会誌、2000年)がある。

- (3) Беседы на Лубянке, стр 28~54. ルカーチ事件の「発端」は、ソビエト連邦への密入国者として1940年8月に逮捕されたハンガリー人ティマル(Тимар Степан Бойлович=Timar István)の自供によるもので、ハンガリー党内でのルカーチの「論敵」であり、『歴史と階級意識』論争におけるルカーチ批判の急先鋒でもあったルダシ(Рудаш, В.В.=Rudasi László)もまた逮捕されるという事態として進行した。ルカーチ(Лукач, Георгий Осипович=Lukács György)の容疑は、ロシア刑法典第58条6に基づく、いわゆる〈反革命〉罪であり、「58条組」と総称された。前掲『ラーゲリ註解事典』38頁を見よ。

(4) См. Беседы на Лубянке. стр. 31

(5) См. Там же, стр. 31-32.

- (6) このことが、20世紀思想=哲学史における『歴史と階級意識』の意義をいさきかも低めるものでないことは言うまでもない。その時代におけるヴァルター・ベン

ヤミンが、1929年にコラム「生きつづけてきた本」において、同書に与えた評価は、そのことについてのすべてを言い表わしているとしてよいであろう。「共産党当局によってデボーリンの指導のもとにこの著作にたいして公けにされた論難は、それなりのやりかたで、この著作の射程の大きさを裏書きしているのである。」(前掲『論争／歴史と階級意識』205頁)を参照。

- (7) ルカーチが、自身の「危機」的状況に際して、しばしば「自己批判」を書いてこれを切り抜けたことは、よく知られるところである。後年、ルカーチは自身の「自己批判書」について、「活動のための『入場券』」と表現しているが、まさに言い得て妙なものがある。前掲『論争／歴史と階級意識』421頁を見よ。
- (8) См. Беседы на Лубянке. стр. 38.
- (9) Там же, стр. 48.
- (10) Там же, стр. 48.
- (11) Там же, стр. 51-54.
- (12) Там же, стр. 54.
- (13) ルカーチの逮捕・釈放のプロセスにおいて、当時の著名な政治家であったコミンテルン議長ディミトロフ(ブルガリア人)が何らかの関与を行ったこと、またルカーチの妻ゲルトルートと息子ヤーノシが、当時のソビエト連邦人民委員会議議長モロトフ Молотов, В. М. に連名で書簡を送付したこと等、種々の〈法廷外〉活動が存在したと考えられる、ディミトロフ、モロトフ等関連資料により、今後説明が求められる。

ルカーチ自身は、後年のメモワールのなかで、「大規模な幹部撲滅の時期」に言及した際に、「しかしながら幸運だったのは1941年の情勢」と記し、さらに「個人的には、困難がなくはなかった(ふたつの逮捕)」と、さりげなくふれている。以上ジェルジ・ルカーチ『生きられた思想／対話による自伝』(イシュトヴァーン・エルシ編・池田浩士訳、白水社、1984年)307頁、ハンガリー語版 Lukács György, Megélt gondolkodás, Magvető Könyvkiadó, 1989. を参照。

なお1930年代から40年代前半にかけての、モスクワ時代のルカーチについて、Sziklai László, Proletárforradalom után, Lukács György marxista fejlődése, 1930-1945. Kossuth Könyvkiadó, 1986, 同書の英語版 L. Sziklai, After the Proletarian Revolution, Georg Lukács's Marxist Development, 1930-1945. Akadémiai Kiadó, 1992があり参考となる。前掲(注2)の『ルビャンカでの対話』ハンガリー語版、及びロシア語増補版は、添付資料として「ソビエト連邦におけるルカーチ・ジェルジ(1929-31年、1933-45年)」を所収している。Lásd Vallatás a Lubjankán, 131-218. old.